

障がいのある子どものために



身体障がい者手帳の交付

- 対象** 身体障害者福祉法で定められた障がいの程度が1～6級の人
内容 障がいの内容や等級によって、医療費の助成や税の減免などの各種制度の適用を受けることができます。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

精神障がい者保健福祉手帳の交付・更新

- 対象** 精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人
内容 障がいの等級によって、税の減免などの各種制度の適用を受けることができます。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

自立支援医療費助成(育成医療)

- 内容** 治療を行うことによって、身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるようにする医療が必要な児童(18歳未満)に対し、指定を受けた自立支援医療機関での診察に必要な医療費の一部を公費で負担します。
費用 原則として1割自己負担。自己負担の上限は所得や症状(重度かつ継続に該当するか否か)によって異なります。
注意事項 申請には、医師の診断書が必要です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

自立支援医療費助成(精神通院医療)

- 内容** 精神疾患の治療のために指定を受けた自立支援医療機関に通院する場合に医療費の一部を公費で負担します。
費用 原則として1割自己負担。自己負担の上限は所得や症状(重度かつ継続に該当するか否か)によって異なります。
注意事項 申請には、医師の診断書が必要です(精神障がい者保健福祉手帳と同時申請であれば手帳用の診断書で代用可能)。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

療育手帳の交付・更新

- 対象** 知的障がいのある人
内容 障がいの程度によって、医療費の助成や税の減免などの各種制度の適用を受けることができます。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線434・435)

障がいのある子どもの医療費助成

- 対象** 身体障がい者手帳(等級が1級または2級)、療育手帳(総合判定がA)の所持者、療育手帳(総合判定がB1)と身体障がい者手帳(等級が3～6級)の両方の所持者、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者
内容 「重度障がい者医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。また、入院時の食事療養費も助成しています。
注意事項 健診などの保険外診療は助成対象外となります。また、対象者の範囲や助成の内容は変更される場合があります。一つの医療機関あたり、入院・通院とも1日につき各500円の一部自己負担額(1か月の上限額は3,000円)が必要です。超過分は申請により償還払いにて助成します。

福祉医療課 TEL25-1000(内線163・164)

特別児童扶養手当

- 対象** 20歳未満で、精神または身体に障がいを有する子どもを養育している保護者
内容 精神または身体に障がいを有する児童についての福祉の増進を図るため、手当を支給します。
支給月 4月、8月、11月
注意事項 所得制限があります。医師の診断書(所定の様式によるもの、身体障がい者手帳・療育手帳を取得している人は診断書の提出を省略できる場合があります)が必要です。

こども未来室 TEL25-1000(内線205)

障がいのある子どものために

小児慢性特定疾病児への日常生活用具の給付

対象 在宅の小児慢性特定疾病児

内容 医師の診断書などにより、必要な日常生活用具を給付します。

注意事項 所得制限があります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

重度障がい者タクシー料金補助

対象 在宅の身体障がい者手帳(等級が1級または2級)、療育手帳(総合判定がA)および精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかの所持者

内容 登録する会社のタクシーを利用する場合、そのタクシー料金の一部を補助します。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金 (在宅生活応援制度)

対象 重度の身体障がい者手帳(等級が1級または2級)と療育手帳(総合判定がA)を合わせ持つ障がい児(者)の介護者

内容 常時複雑な介護を必要とする在宅の重度障がい児(者)の介護者に対し、手当を支給します。

注意事項 施設入所したとき、入院したとき(付き添いが必要な場合は届出必要)、特別障がい者手当を受給しているときは支給されません。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

住宅改造補助

対象 65歳未満で在宅の身体障がい者手帳(等級が1級、2級または体幹・下肢機能障がい3級)・療育手帳(総合判定がA)の所持者で、心身の状況によって住宅改造が必要な人が属する世帯

内容 住宅改造に係る経費の一部を助成します(1世帯あたり1回限りです)。

注意事項 所得制限があります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

日常生活用具の給付

対象

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人、障害者総合支援法の対象となる難病の人

内容

障がいの種類や程度に応じて、必要な日常生活用具を給付します。

注意事項

原則として費用の1割負担となります。市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

障がい児福祉手当

対象

重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人

内容

身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人に障がい児福祉手当を支給します。

注意事項

所得制限があります。また、施設入所や障がいを事由とした年金給付を受けた場合は受給資格がなくなります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

大阪府障がい者扶養共済制度

対象

障がい児(者)の将来に不安をもつ保護者

内容

一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡または身体に著しい障がいを有することになった場合、障がい児(者)に年金が支給されます。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線192・193)

居宅介護(家事援助・身体介護など)

対象

障がい児(者)

内容

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

費用

利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

行動援護

- 対象** 重度の知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

短期入所(ショートステイ)

- 対象** 障がい児(者)
内容 自宅で介護する人の病気や出産などの社会的理由、そのほか私的な理由により、介護が困難となった場合など、施設で一時入所ができます。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。そのほか、食材料費などの費用を支払う必要があります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

児童発達支援

- 対象** 未就学の障がい児
内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、そのほか必要な支援を行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

保育所等訪問支援

- 対象** 障がい児
内容 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、そのほか必要な支援を保育所などに対して行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

医療型児童発達支援

- 対象** 未就学で、肢体不自由のある障がい児
内容 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、医療、その他必要な支援を行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

障がいのある子どものために



居宅訪問型児童発達支援

- 対象** 重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児
内容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

補装具の支給(購入・修理・借受け)

- 対象** 身体障がい者手帳を持っている人、または難病患者(障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる疾病)
内容 身体上の障がいを補うための用具の購入、修理、または借受けに対して、支援を行います。
費用 本人および家族の前年の所得に応じて、費用の一部を負担(原則1割負担)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

同行援護

- 対象** 視覚に障がいのある人
内容 外出するときに、移動に必要な視覚情報や、必要な援護を行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

放課後等テイサービス

- 対象** 学齢期の障がい児
内容 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、そのほか必要な支援を行います。
費用 利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

障がいのある子どものために



移動支援事業(ガイドヘルパーの派遣)

対象	在宅の身体障がい(全身性の身体障がい)、知的障がい、または精神障がい児(者)
内容	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など、社会参加のために外出する際の移動を支援します。
費用	利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

日中一時支援事業

対象	身体障がい児、知的障がい児(者)
内容	介護している家族が病気や出産などの社会的理由、そのほか私的な理由により、介護が困難となった場合など、施設などでの一時預かりが利用できます。
費用	利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)となります。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は利用者負担が無料です。そのほか、食費などの費用を支払う必要がある場合があります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

障がい児(者)歯科診療

実施場所	河内長野市立体曰急病診療所
日時	毎週木曜日(祝日年末年始を除く) 13:00～17:00
対象	心身などに障がいがあり、地域の歯科診療所で診察が困難な人
内容	診察が困難な人の歯科治療、口腔衛生指導などの診療を実施しています。
申し込み	祝日を除く月～金曜日9:00～17:00に、河内長野市立保健センター(TEL55-0301)まで

河内長野市立保健センター TEL55-0301

しようと園の利用について

対象	発達が気になる就学前の子ども
内容	「しようと園」(河内長野市)で人との関わり方や発達を促すことを目的とし、日々の集団指導やリハビリ訓練を行っています。
費用	利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの間は利用者負担が無料です。

こども未来室 TEL25-1000(内線208)

訪問入浴サービス

対象	次のすべてに該当する人 ・下肢または体幹機能障がい1・2級の在宅の身体障がい者など ・自宅において家族だけでは入浴できない人
内容	移動入浴車による訪問入浴サービスです。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

障がい児(者)ライフサポート推進事業

対象	学齢以上の身体障がい、知的障がい児(者)
内容	保護者の就労や生活を支援するために、通学・通所の支援や保護者の病気などによる緊急的な宿泊対応のサービスを提供します。
費用	原則、サービス利用費用の25%が自己負担となります。そのほか、食費などの費用を支払う必要がある場合があります。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線434・435)

在宅障がい者通所交通費の助成

対象	本市で支給決定を受けて、公的な交通機関により障がい者支援施設に通所している人
内容	身体障がい者、知的障がい者、または精神障がい者で通所施設に通所している在宅の障がい者に対し、保護者の負担を軽減するとともに障がい者の福祉の増進を図るため、その通所に要する交通費の一部を補助します。

障がい福祉課 TEL25-1000(内線194・195)

こども発達支援センターSun、Sun+(サンプラス)の利用について

実施場所	富田林市市民会館(レインボーホール)
対象	南河内在住で小学2年生までの子どもとその家族
内容	自閉スペクトラム症などの子どもたちが日常生活を豊かに過ごせるよう、個別療育と保護者に対する研修を実施しています。
費用	利用するサービス量に応じた定率負担(サービスにかかる費用の原則1割)。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの間は利用者負担が無料です。

こども未来室 TEL25-1000(内線208)